

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	中嶋 康博
登録番号又は法人番号	13251409
所属する単位会	滋賀県行政書士会
事務所名称	中嶋行政書士事務所
事務所所在地	滋賀県彦根市佐和町 5 番 31 号
処分年月日	平成 29 年 8 月 5 日
処分内容（種類）	廃業勧告及び 1 年間の会員の権利の停止
上記処分をした理由	<p>当会会員の中嶋康博は、平成 25 年より平成 28 年末に至るまで、複数の依頼者から業務を受任し報酬を得たにもかかわらず、その業務を遂行しないまま所在不明となった。また、滋賀県知事より戒告処分（平成 29 年 3 月 7 日）を受けたが、これを所属単位会に対して報告する義務も果たしていない。以上により当該会員に対して処分を行う必要性が生じたが、当該会員は現在まで自宅、事務所共に居住又は出入りしている痕跡が無く、書類の送達をするも受取人不明として返送される等、全く連絡が取れない状態が依然として続いており、行政書士としての信用又は品位を害する常態にあるといえる。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政書士法第 10 条（行政書士の責務） <p>行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> </li> <li>2. 行政書士法第 13 条（会則の遵守義務） <p>行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> </li> <li>3. 滋賀県行政書士会会則第 58 条（責務） <p>会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会</p> </li> </ol>

	<p>則を遵守し、誠実に業務を行わなければならない。</p> <p>4. 滋賀県行政書士会会則第 84 条第 1 項（会員の処分）</p> <p>本会は、会員が法律、命令、規則その他滋賀県知事の処分に違反したとき、もしくは行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、または本会の会則に違反したときは、当該会員に対し必要な処分を行うことができる。</p> <p>5. 滋賀県行政書士会会則第 84 条の 4（懲戒処分の届出）</p> <p>会員は、法第 14 条または第 14 条の 2 第 1 項もしくは第 2 項の規定による処分を受けたときは、遅滞なく、その旨を記載した届出書を本会に提出しなければならない。</p>
--	---